

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する取組みについて（第6弾）

2021. 1. 8

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、東京都と神奈川、埼玉、千葉の3県に緊急事態宣言が発令（1/8～2/7）されました。また九州管内におきましても感染拡大の状況となっており、予断を許さない状況となっております。1月7日付の鹿児島県知事の要請により緊急事態宣言の対象地域の往来を控えるとともに、今後も「新しい生活様式」の徹底を図りつつ、感染拡大防止に関する弊社の対応として、下記のとおりお知らせ致します。

### 1. ご来社される方へのお願い（継続）

感染拡大防止のため、不要不急の場合、当面の間、ご来社を控えて頂くようお願い致します。またご来社される場合は極力、マスク着用の上、発熱や咳等の体調不良の方はご遠慮いただきますようお願い致します。

もしマスクをお忘れの際には、受付時にお申し出頂ければ、弊社より支給致します。

なお弊社では受付玄関にサーモグラフィ（体表温測定）カメラを設置しており、カメラの前での検温のご協力をお願い致します。警告アラームが出た際は、内線電話にて総務までお申しつけください

### 2. 弊社社員の出勤体制及びテレワークの対応について

現在の感染拡大の状況を踏まえ感染リスクを軽減するために、引続き一部の社員に時差出勤やテレワークの実施を行います。お客様からのご連絡などご迷惑をおかけする場合もございますが、何卒ご理解の程よろしく願いいたします。

### 3. 弊社社員の社内における感染予防措置（継続）

○社内勤務中や外出時に感染予防のため従業員にはマスクを着用させ、適宜、手洗いうがいをするよう徹底させます。

○玄関口にアルコール消毒液を設置し、来社されるお客様も含めて注意喚起を行い、入退室時の際の消毒を行います。

○受付カウンターや各デスクに飛沫防止のパーテーションを設置し、業務を行っております。ご来社される際は、ご理解の程よろしくお願い致します。

○出社時の検温を義務付けを行い、万が一発熱がある場合や体調不良のものは出勤停止させ自宅待機とし、弊社の「新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づいて、今後の対応を行います。

弊社は、関係者の皆さまと従業員およびご家族の安全確保を目的に、新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減に引続き努めてまいります。

皆様のご理解のほどよろしくお願い致します。

## 鹿児島県知事メッセージ

### 国の緊急事態宣言及び本県の感染状況を受けた 県民の皆さまへのお願い

令和3年1月7日  
(健康増進課)

本日の対策本部会議におきまして、本県の感染状況や警戒基準におけるステージの状況を確認するとともに、緊急事態宣言に伴う1都3県への移動の方針や今後の感染防止対策等について協議しました。

#### ■ 緊急事態宣言

本日、国において、1都3県を対象区域として緊急事態宣言が発令され、1都3県は、不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとし、特に、20時以降の不要不急の外出自粛について、住民に徹底することとされております。

#### ■ 本県の感染状況

本県の感染状況については、年末年始にかけて、医療機関や児童施設における相次ぐクラスターの発生に加え、県外との往来や来県者との接触による感染、家族間における感染の広がりなどにより、直近1週間で141人の感染者が確認され感染が拡大しております。

感染拡大の警戒基準に基づく感染状況は、ステージⅡを維持しているものの、ステージⅢに近づいていることを警戒しなければならない状況にあります。

#### ■ 県外との往来・来県

昨日の九州地方知事会議において、各県の感染状況を共有し、九州・山口全体として、感染拡大防止のため、危機感をもって対応していくこととしたところがあります。

感染拡大に歯止めをかけるため、宣言の対象となる都県への往来については自粛を含め慎重に判断することと、九州・山口各県が一致して取り組むことを確認したところでもあります。

このような状況を踏まえ、県民の皆様におかれましては、緊急事態宣言の発令期間中は、同宣言の対象とならない場合も慎重に判断していただくようお願いいたします。

また、1都3県以外の感染拡大地域との往来についても慎重に判断し、移動する場合は、感染リスクの高い場所や場面を避けていただくようお願いいたします。

同宣言の対象となる都県を含む感染拡大地域からの来県については、対象地域の自治体の要請に従って対応していただくようお願いいたします。

来県を考慮しておられる方におかれては、発熱症状など体調不良の場合は、来県を控えていただくようお願いいたします。

来県される際は、体調管理をしっかりとした上で、手洗いやマスクの着用、人と人との距離の確保など、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、発熱症状など体調不良の場合は、診察・検査を受けてくださるようお願いいたします。

#### ■ 会食

新年会を含む会食につきましては、県の「感染防止対策実施宣言ステッカー」を取得しているなど、感染防止対策を徹底している店舗を選ぶ、少人数、短時間で開催する、大声で話さない、食べる以外はマスクを着用する、体調の悪い人は参加しないなど、感染リスクを下げようお願いします。

#### ■ 家庭内での感染防止対策

家庭内でも、手洗いや換気など感染防止対策を徹底してください。特に、高齢者や妊婦、基礎疾患のある方などのいる家庭や、同宣言の対象となる都県を含む感染拡大地域への往来など感染リスクの高い状況が生じた家庭においては、マスクを着用するなど、さらに対策を徹底し、発熱などの症状がある場合には、早めに診察・検査を受けてくださるようお願いいたします。

#### ■ 事業者の感染防止対策

事業者の方は業種別のガイドラインの遵守等，感染防止対策を徹底していただくとともに，在宅勤務，時差出勤など，人との接触を低減する取組を行ってくださるようお願いいたします。

また，従業員の方は，発熱などの症状がある場合は勤務をせず，しっかりと診察・検査を受けてくださるようお願いいたします。

#### ■ 最後に

県民の皆様におかれては，いつ，どこで自分が感染するかもしれない，あるいは無症状のまま，周りの人にうつすことがあるかもしれない，という状況にあることをしっかりと自覚していただき，うつされない，うつさない，そのための基本的な感染防止対策を行っていただく必要があります。

また，発熱などの症状がある場合には，早めに診察・検査を受けてくださるようお願いいたします。

最後に，厳しい状況，環境の中で，人命を守るため，現場の最前線で献身的な努力をいただいている医師・看護師をはじめ医療関係者の皆様など，感染症対応に御協力をいただいている全ての方々に対しまして，心から感謝申し上げます。

併せて，感染者やその家族，治療にあたっている医療機関とその関係者等に対する不当な差別や偏見，いじめ等がないよう，正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

県民一丸となって，危機感をもって行動し，感染防止対策に御協力くださいますようお願いいたします。